

入札保証金について

入札保証金の額は、見積る契約金額の100分の5以上とする。

入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効とする。

また、入札するときに保証金が納付済みであることを証する書類を呈示すること。

※見積もる契約金額とは、消費税を含む額です。

■納付書による納付方法

- ① 第2号様式の入札保証金納付書発行依頼書に必要事項を記入し、令和4年11月9日（水曜日）17時までに当センター総務管理班へ提出する。
- ② 納付書を当センター受付で受取り、納付書に記載されている銀行等の機関で入札保証金を納める。
- ③ 納付先の銀行等から受領書を受け取る。
- ④ 入札前までに農業研究センター担当者へ受領書の写しを提出する。

■入札保証金の還付

- ・落札しなかった場合は、第3号様式の入札保証金還付請求書を農業研究センターへ提出し、約2週間後に指定された口座に振り込む
- ・落札した場合は、納付すべき契約保証金に充当する。充当しない場合は、契約保証金を徴収後、先に納付済みの入札保証金を還付する。

※落札した場合、契約金額の100分の10以上を契約締結前に納付する必要がある。

■入札保証金の不還付

落札者が落札決定の日から7日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は沖縄県に帰属するものとする。

■入札保証金への利息

入札保証金に代えて納付される小切手には、利息をつけないものとする。

■入札保証金の免除

入札説明書7（1）を証明する書面を提出する場合は契約書の写しを、（2）の場合は第4号様式により提出すること。